

令和元年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和元年12月16日(月) 開会 午前10時 3分  
閉会 午前11時46分

場所 第5委員会室

出席委員 内沼博史委員長  
吉良英敏副委員長  
千葉達也委員、武内政文委員、木下高志委員、小林哲也委員、  
平松大佑委員、並木正年委員、町田皇介委員、井上将勝委員、石渡豊委員、  
前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、  
勝村直久産業労働部雇用労働局長、高橋利男参事兼先端産業課長、  
野尻一敏産業労働政策課長、碓井誠一商業・サービス産業支援課長、  
藤田努産業支援課長、堀口幸生企業立地課長、斉藤豊次世代産業幹、  
大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、  
堀光美知子シニア活躍推進課長、山野隆子ウーマノミクス課長、  
田口修産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、  
吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]

立川吉朗公営企業管理者、濱川敦企業局長、菊地仁美管理部長、  
中島俊明水道部長、高柳正行総務課長、松塚研一財務課長、  
松山謙一地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、  
鈴木喜弘主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第103号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち産業労働部関係	原案可決
第107号	令和元年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第117号	指定管理者の指定について(埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設)	原案可決

## 2 請願

議請番号	件 名	結 果
議請第9号	私たちの働きを認めて！女性の果たしている役割を適切に評価するよう求める請願	不採択

## 【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

### 武内委員

- 1 この事業の目的について、狙いも含めて伺いたい。観光需要の創造とあるが、旅行商品のキャンセルによって生じた損失を全額補償することによって、なぜ観光需要の創造につながるのか、あるいは一般的に旅行者の都合によるキャンセルについては事業者のリスクの範囲ではないかと考えるがどうか。
- 2 本県では日帰り観光が多いが、なぜ日帰り商品を補助対象としなかったのか。県単でもしないということだが、その辺りをどう考えているのか。
- 3 これまでも自然災害はあったが、なぜ今回予算を付けることになったのか。これまで国や県が同様の補助を実施したことはあるのか。
- 4 今回はキャンセルの補填だが、観光関連施設が壊れたところに対する補助は検討しなかったのか。また、今後の復旧のための補助として、施設再開のPRや将来の災害に備えるための施設整備等の県単補助や融資については検討したのか。
- 5 積算根拠について、9,572万6,000円と細かい金額まで積み上げているので、被害を詳細に把握した上で算定したと考えるが、根拠はどのようなものか。
- 6 実施方法について、仮に予算が認められて補助を実施する場合、事業者から提出された書類を誰が確認するのか。県が見るのか、書類審査だけなのか。
- 7 補助対象について、今回の災害で宿泊施設が直接被害を受けたことに対するキャンセルか、旅行者の都合によるキャンセルも含まれるのか、全てキャンセルは対象としてみなすのか、またいつからいつまでのキャンセルが対象となるのか。

### 観光課長

- 1 事業の狙いについては、全て国からの補助金を充てて行うものであり、今回14の都県を対象とし、一律にこれらの地域内で発生した台風被害に伴うキャンセルに対してしっかりと次の宿泊需要を創造するために、国として支援制度を作り、各都道府県に配分したものであると認識している。
- 2 日帰り観光については、国として宿泊に焦点を当てて支援メニューを用意したため、想定していない。
- 3 過去に同様の支援があったかについては、今回と同様に支援したということは、当課としては把握していない。
- 4 キャンセルで落ち込んでしまった観光需要を盛り上げるための支援メニューとなっており、対象施設が壊れたことに対する支援については、議案として上程している中小企業向けの復旧事業や一般的な制度融資で措置していくものという認識である。
- 5 積算根拠については、国全体で約24億5,000万円措置しており、今回対象となった14都県で発生したキャンセル数を国が旅行事業者等に聞き取り調査を行い、各都県に配分している。算定方法については、観光庁は公表していない。
- 6 事業の実施方法については、議案を議決いただいた後速やかに委託事業者を決定し、事務局を担っていただく。書類の判断はまず事務局が行うが、判断が難しい場合は県と協議する。
- 7 補助対象期間としては、1月上旬の可能な限り早い時期から、国からの補助事業として年度内に確定作業まで進める必要がある関係もあり、2月いっぱいまでの宿泊を対象

に、県内48の災害救助法の適用市町村への宿泊を対象として補助していきたいと考えている。

### 武内委員

- 1 国の事業だからかもしれないが、県としての考え方がほとんど聞けていない。まず、観光需要の創造といっているが、本当に創造につながるのか再度確認したい。
- 2 日帰り商品については対象としないということだが、県単事業としては考えなかったのか。
- 3 観光施設や観光地の対象物の損壊については、復旧事業の対象には恐らくならないと考えられるが、カバーすべきではないか。
- 4 実施方法について、委託先は今のところどこを考えているのか。
- 5 対象は1月上旬から2月いっぱいとのことだが、その前は対象にならないのか。キャンセルは旅行者の都合によるものも全て含まれるということでのよいのか。

### 観光課長

- 1 事業実施に当たり、ふっこう割を幅広くPRしていく予定である。宿泊と併せて周辺の観光資源のPRもしっかり図っていくことから、結果的に日帰り観光という側面でも活性化につながると認識している。
- 2 日帰り商品については、内部的には検討もしたが、宿泊型だとかなり前の段階から準備をしてスケジュールを空けないと行っていただけないが、日帰り観光ならもっと準備期間も短く、魅力的な場所の情報をしっかり出せれば、新しいお客様を呼び込めるという認識もあり、あえて今回議案として補助制度は出さなかった。
- 3 対象物への助成については、直接的な被害や取り付け道路などの付属物といった幅広い物が台風の被害の対象として想定できる。こちらについては、広く中小企業への復旧事業を措置しているほか、融資制度もある。それに対して更に観光に特化した支援制度を構築することは難しいため、今回議案としては提案していない。
- 4 委託先としては、今のところ要件として県内の旅行業等に通じてネットワークを持っているところであり、事業者としては旅行業者・宿泊事業者・宿泊サイトを運営する業者を想定しているので、そういったところに対してしっかりとフォローができて業務をしっかりと行っていただけたところを想定している。
- 5 事業開始前については対象とならない。既に発生したキャンセルに対してではなく、新しい創造事業ということなので、1月から2月分の宿泊に対しての補助ということになる。委託料の支払い方法については、各旅行会社若しくは宿泊事業者から、実際にどれだけのお客様が使ったか申請していただき、それを確認の上、確定した補助金を支払うものである。委託業者として想定しているのは、旅行業を持っている旅行業者か、旅行業者を束ねる団体が候補である。

### 武内委員

あくまでも1月上旬からということでのよいのか。委託業者におまかせということで、県のチェック、例えば実際に現場に足を運ぶということはないのか。

### 観光課長

今回、1月以降の宿泊を対象としているので、過去の台風によるキャンセルへの補助ということではない。チェックの仕方については、委託事業者が決定したら、できるだけ頻

繁に書類も提出していただき、判断が難しい場合は協議を行い適切に対応していきたいと考えている。

### 武内委員

今回県としても初めての適用なので、こういう場合の観光関係の支援にどのようなものがあるのか、事業を通じて将来的な災害の際の補助・支援ということを考えていただければと思う。(意見)

### 並木委員

行政報告書で、一人当たり観光消費額について、日帰り客は7,158円、宿泊客は21,031円とあったが、県内のキャンセルの状況や被害額を把握しているのか。また、いくらの宿泊に対していくら補助するなどといった考え方があるのか。

### 観光課長

県内の被害状況については、埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合からの聞き取りによると、約4,000件と聞いている。被害額については、組合としても把握することが難しく、県としても把握できていない。次に宿泊支援内容については、1人当たりの宿泊額が6,000円以上1万円までについては3,000円の補助、1万円超については1人1泊5,000円の補助と考えている。

### 並木委員

4,000件のキャンセル数の把握ができているのであれば、ある程度被害額の把握もできるのではないかと考えるがどうか。今後、県として把握するのか。

### 観光課長

今後も被害額については埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合の意向もふまえ、組合と意見交換等をしながら、可能であれば把握してまいりたい。

### 千葉委員

- 1 中小企業災害復旧事業の審査等は委託で行うのか、県が直接行うのか。
- 2 倉庫内等にある商品、仕掛品、原材料などは補償されるのか。
- 3 一般質問でもあった歯科医院など個人開業医は対象となるのか。その場合、医療機器、施設内部の修繕などは補償対象になるのか。
- 4 事業者の諸事情により、年度内で修繕等が終わらない事業者がいる場合の対応はどう考えているのか。
- 5 指定管理について、審査項目の中に地域経済への貢献とあるが、NeCSTの提案の中にどのような提案があったのか。
- 6 令和元年度当初予算と比較して、今回の提案は約240万円高いが、その理由について伺いたい。

### 産業支援課長

- 1 今回の補助金については、商工会議所・商工会が受付を行い、書類の内容や不備についてチェックをお願いしている。その後の交付については県が直接に事務処理を行う予定である。

- 2 商品、仕掛品、原材料等は補助の対象経費からは除いている。補助金で購入した財産については、処分制限がかかるため、仮に売却などの処分をした場合に収益が生じた場合は、収益納付となり、補助金の返還が生じることになると中小企業庁からも補助金にそぐわないと指導されている。
- 3 今回の対象者は、中小企業支援法に定める中小企業者である。医療機関については、医療法人が運営する者は対象外だが、医師や歯科医師が個人事業者として運営する者は対象としていきたい。また、医療機器や施設内部の修繕などを復旧するための制度であり、現状復旧する際に必要な経費は補助対象である。
- 4 今回の補正予算は、国の予備費を流用した補助金を財源に考えており、この財源については繰越が原則として想定されていない。このため、復旧工事などについては年度内に完了していることが必要になる。12月13日の新聞報道等によれば、国では令和元年度の補正予算の約41億円が示され、繰越も念頭に置いていると聞いている。これが成立すれば、年度をまたいだ支援も可能となる。復旧が済んでいてすぐに補助金がほしい事業者や機器等の発注から納品まで、半年から1年かかる事業者など様々な事業者がいることから、様々なニーズに対応していきたい。
- 5 大きく分けて2点あり、一つ目はコンベンションや大型催事の積極的な誘致による宿泊・飲食関係への経済効果で、特に、中規模学会の誘致に取り組んでいる。二つ目は、地域の企業が施設を通じて直接販売する機会の創出や、販路の拡大としている。地酒まつりや県民ふれあいフェスタは、販路拡大等の支援となっている。また、地元人材を優先的に採用するとしており、現在職員74名のうち84%が県内在住であり、引き続き地域雇用に取り組むとしている。
- 6 光熱水費の上昇、5年経過による設備の劣化等による修繕費、その他消費税の増加である。

#### **千葉委員**

機器の購入に当たっては、事業者としては1月、2月中に購入しないと補助されないのか。そうでない場合には前倒しで発注してもよいのか。

#### **産業支援課長**

発注するタイミングと国からの補助が出るタイミングがあり、ある程度リスクを見て対応してもらえない。相談や書類の書き方など難しい部分もあり、被災者への丁寧な対応に努めていきたい。

#### **木下委員**

指定管理者の審査項目の配点について、提案価格の配点が120点と比重が軽いと考えるが配点はどのように考えて、なぜ下げているのか。運営業務と価格が半々程度でいいのではないかと思うが。

#### **産業支援課長**

業務の実現性など運営業務や維持管理業務を重視したため、このような配点になった。

#### **木下委員**

なぜ運営業務等を重視した結果、価格の配点が120点なのか。その根拠を聞きたい。

## 産業支援課長

委員一人当たり20点で、配点は前回と同様である。

## 木下委員

提案価格の配点が低い理由やそれぞれの配点根拠を示せるようにしていただきたい。(意見)

## 町田委員

宿泊のキャンセル数が4,000件とのことだが、どの地域が多いのか。また、支援対象は災害救助法適用の48市町村とあり、その中には観光地である地域や観光地でない地域もあるが、対象を48市町村とした理由は何か。さらに、利用する対象者には観光客とビジネス客もいると思うがその選別の仕方はどうするのか。

## 観光課長

キャンセル数の多い地域は、秩父、小鹿野が1、2番目、次に飯能市など西部地域が多くなっている。支援対象地域については、国から示された基本的な要件では、原則として災害救助法適用市町村での宿泊を対象とする、と示されているため48市町村内全域としている。観光客とビジネス客との選別については、対象は基本的には観光客と考えている。西日本豪雨の例でも観光とビジネスの境はケースバイケースで見ることとされている。ビジネスホテル利用でも観光する人もいるため、明らかなビジネス利用、例えばビジネスパックや法人カードの利用者等を除外するなどが国から通知を受けている。

## 町田委員

宿泊支援について、申請が多くなり予算が足りなくなった場合の対処法はどうか。

## 観光課長

逐次、進捗を管理し、申請が枠いっぱいになりそうな場合は配分を見直すなど、予算の範囲内で効率よく執行していきたい。

## 前原委員

- 1 先ほど質問のあった歯科医師の件だが、1.5メートルの浸水被害にあった。対象になるのか。ユニット、電気設備、看板など被害を受けている対象になるのか。また、自宅兼診療所についても同様に適用になるのか聞きたい。
- 2 日帰り旅行は国の対象外ということなら、国のやらない部分は県が支援するということは考えないのか。
- 3 指定管理について、利用者からホールの料金が低い、付属設備利用料金を入れると高額になると聞かされたように説明しているのか。資料代の実費徴収でも料金徴収とみなされてしまうこと、設備の破損で高い修繕料の請求など苦情を聞くが、県は問題点をどのように把握しているか。

## 産業支援課長

- 1 一般的には対象になるが、申請書を見ての判断になるので、ご了承いただきたい。また、自宅兼診療所については、診療所の部分は対象となる可能性はあるが、自宅部分に

については、難しいと考えている。

- 3 苦情については指定管理者がアンケート等で把握し、しっかり取り組んでいく体制をとっている。県としても指導等対応を行っていく。

#### 観光課長

- 2 武内委員の質問に対する答弁と同様となるが、過去のキャンセルに対しての補助ではなく将来に向けての観光需要を掘り起こす目的である。日帰り観光についてはプロモーションに力を入れる展開をしていく。県として特段日帰り観光に対する補助制度は考えていない。

#### 石渡委員

- 1 既に被災から2か月が経過しており、金融機関に借入れを申し込んでいたり、制度融資の実行を受けている企業は災害復旧事業の補助金を申請できるのか。
- 2 災害復旧補助金の自己負担分4分の1に、制度融資を充てることはできるのか。
- 3 中小企業の施設等で機械装置については、減価償却費等の考え方も取り入れたりしながら、補助していくという考えなのか。
- 4 商工会議所や商工会等が申請窓口とのことだが、説明会などの開催予定はどうか。

#### 金融課長

- 1 台風19号の災害復旧に必要な経費として、既に制度融資の申込みや融資実行がされたものが出ている。そういった企業であっても補助金の申請は可能である。ただし、補助と融資で対象経費が重複した部分については、制度融資の繰上償還が必要となる。
- 2 自己負担分4分の1についても制度融資を充てることは可能である。10月補正で可決された制度融資と、今回補正を提案している補助金を併せて活用していただくことで、被災した中小企業の復興を切れ目なく支援していきたい。

#### 産業支援課長

- 3 修繕を原則と考えているが、代替品、部品がないなどの場合には、新規購入を認めることとしている。委員御指摘のとおり、減価償却の考え方はあるが、全ての対象品にそれらを適用してしまうと補償できず、救えない事業者も多くなる。このことから、同様の制度を検討している14都県の制度を検討するとともに、審査に当たっては専門家の力も借りながら、適正に補助事業を実施していきたい。
- 4 12月11日、12日に商工会議所、商工会向けの説明会を実施した。また、希望のある市町村に対する説明会も行ってきた。今後も要望があれば、きめ細かく対応していきたい。

---

#### 【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

##### 千葉委員

- 1 補正予算額、約13億円の工事費内訳はどのようになっているか。
- 2 今回の補正に係る変更が、実施設計、環境調査、開発協議等の時点など、その時点で分からなかった理由は何か。

##### 地域整備課長

- 1 補正額の内訳は、地盤改良工事に6.6億円、調整池の構造変更に5億円である。



2 地盤改良工事については、予算時の調査において、地盤が悪いことは把握しており、同様の地盤状況であった幸手中央産業団地における実績額を参考に見積もりを行い、約10億円を計上していた。しかし、実施設計時に詳細な地質調査を実施したところ、幸手中央産業団地よりも地盤状況が悪いことが判明し、増額が必要となったものである。調整池の構造変更については、草加柿木産業団地がレイクタウンの住宅街に隣接しているという、極めて稀な団地であり安全性等への配慮が必要であった。工事説明会等においても住民から安全性への配慮について意見があり、地元草加市と協議の上、蓋掛け式に変更し、上面利用することとしたものである。いずれも、結果として予算時の積算が甘くなったことで、補正が必要になったものであり、申し訳なかったと考えている。

#### 千葉委員

- 1 先ほどの工事内訳の説明では残額が約1億あるが、どのような工事で、その理由はなにか。
- 2 軟弱地盤であることに関して、企業への引渡し後も圧密沈下等が生じる恐れがあると思われるが、企業への対処はどのように考えているのか。

#### 地域整備課長

- 1 残額については、東京電力の電線移設に要する費用として補償費を1.5億円計上している。電線の移設については、東埼玉道路上に移設する必要がある。移設協議は、東京電力と道路管理者との協議において行われているが、当初は電柱で移設する予定であったものが、道路管理者の指示により地下埋設となったことで増額となったものである。
- 2 引き渡し後、ある程度地盤が下がることは予測されている。企業に対しては、事前に地質データなどを提供し、沈下に関する御理解を頂いた上で売買契約を締結することとしている。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【請願に係る意見（議請第9号関係）】

##### 千葉委員

議請第9号「私たちの働きを認めて！女性の果たしている役割を適切に評価するよう求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。所得税法第56条は、個人事業者が配偶者や親族に対価を支払った場合、必要経費に算入しないことを定めている。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、いうまでもなく、その役割が正当に評価されるべきである。本請願では所得税法第56条の廃止を求めているが、第57条に事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定めており不合理なものといえない。さらに、本請願では青色申告に比べ、白色申告も記帳が義務化されており、白色申告の場合、家族分の働きを認めないことは、もはや、道理がないと主張している。個人事業者が適正な申告を行うためには、売上げや経費を適切に帳簿に記載することは重要である。青色申告は原則として正規の簿記による記帳が求められる一方で、白色申告は簡易な方法での記帳義務となっていることから、青色申告に税制上の優遇制度を設けることは合理性があるといえる。また、国内外の動きもあるが、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきと考える。よって、「所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げるこ

と」を求める本請願は、不採択とすべきである。

### 前原委員

請願事項は、所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係者へ意見書を上げることがを求めている。埼商連婦人部協議会、ほか22団体、4,951筆、同趣旨の意見書は、配付した資料にあるように、県内19の市町村議会で採択され、意見書が提出されている。全国では525自治体が意見書を上げている。1974年に開かれた第72国会で衆議院大蔵委員会は「現行の事業主報酬を改め、青色、白色を問わず、店主、家族専従者の自家労賃を認め、完全給与制とすること」を全会一致で採択、それから45年、この具体化が求められている。請願を提出した関係者は、学習会や、56条廃止に向けたアンケートにも取り組み、財務省交渉も重ねてきている。アンケートには「家族従業者の労賃も給与として認め、労働基準法の最低賃金を守らせるよう、事業者当人ばかりでなく、発注している親会社などへの指導を強め、現在の間違った社会通念を変えて、労賃から下請け単価を計算できるようにしてほしい」と、思いがしっかりと書かれている。女性の人権にも関わると思っている。所得税法第56条は家族経営、小企業に対する差別的な税制であり、法の下での平等を規定する憲法に違反している。請願第9号の趣旨にのっとして国に意見書を提出することに委員の皆様の賛同をお願いする。

---